

5. 一般消費者等に起因する事故防止対策

⑧長期使用製品安全点検制度の普及啓発(LPガス安全委員会/経済産業省)(2/2)

3つのアクションで、安全・安心LPガス!!



CO(一酸化炭素)中毒事故・ガス漏れ事故を防ぐのは、日頃 のちょっとした注意と行動です。

サッと換気

カチッと確認

ガス器具を使う時は、必ず「換気」

ガス器具を使う時、絶対に必要なのが換気です。これを怠ると空気(酸素)不足による不完全燃焼が発生、有毒なCOは「無色・無臭」でもあるので、気づかないうちに中毒を起してしまいます。換気には「給気」も必要、換気扇を使っても時々「サツ」と窓を開け、新鮮な空気を取り込みましょう。



点火したら、青い炎を目で見て「確認」

ガス器具に「カチッ」と点火した時は、青い炎が出ていることを目で見て確認。点火ミスをした時に繰り返して操作すると、器具内にガスが溜まり、引火する恐れもあります。ガス器具に異常があれば、すぐにガス器具メーカーかLPガス販売店に点検を依頼しましょう。
※乾電池が切れていると点火できません。



キュッと防止

誤開放は、「ガス栓カバー」と「ゴムキャップ」で「防止」

ゴムホースはガスの元栓の赤い輪で確実に差し、ホースバンドで止めます。使っていないガスの元栓は「閉」にし、ガス栓カバーとゴムキャップを、ひび割れ、焼け焦げのあるゴムホースはすぐ交換。「キュッ」と止めるのを忘れずに。



地震など、災害後にガスを再開する時、まずは、安全確認

- 安全確認 ①** ガス漏れやガス臭かったら、すぐ連絡。ガスを使わず、器具栓、ガスの元栓、メーターガス栓、容器バルブをすべて閉め、「LPガス販売店」か「緊急時の連絡先」へすぐに連絡してください。
- 安全確認 ②** ガス器具が破損していたら、修理依頼。そのガス器具は使わず、すぐにガス器具メーカーに修理を依頼してください。

ガスメーター誤作動の注意

- ガスが止まっている時は、ガスメーターの表示を確認してから操作してください。
- 地震時などは、確認し、必ず「閉」にしてから操作してください。
- メーターの表示が止まると、新しい情報はLPガス安全委員会へお問い合わせください。

「特定保守製品」を購入したら、長期使用製品安全点検制度を活用

- 申し込みは、簡単3ステップ。
- ①ガス器具購入店で説明を受ける
購入店で長期使用製品安全点検制度の説明を受けます。
 - ②所有者登録をする
所有者を購入店に渡すかガス器具メーカーに郵送します。
 - ③定期点検を受ける
メーカーから通知が来たら点検(有料)を依頼します。
※点検を受けたい場合は必ずご連絡ください。
- 今お使いのガス器具も点検が受けられます。
平成21年4月以降に製品された製品は「長期使用製品安全点検制度」の対象ですが、ご依頼により調査に応じて点検が受けられます。点検・修理(有料)については、ガス器具メーカーにご確認ください。

緊急時の連絡先は、夜間・休日も対応
緊急時は30分以内に対応

異常を感じたら、「緊急時の連絡先」へすぐ連絡。
臭いや漏れなど、ガスの異常を感じたらすぐに器具を止めて「緊急時の連絡先」へ連絡。緊急時の連絡先はあらかじめLPガス販売店に確認しておいてください。

安全を24時間見張りたい時は、「ガス警報器」「CO警報器」。
ガスの異常をブザーや音声で知らせくれる「ガス警報器」や「CO警報器」を使えばもっと安心。5年の交換期間を過ぎた警報器は、新しい警報器と取り替えてください。

LPガス安全委員会/経済産業省
新しい情報はLPガス安全委員会のホームページで確認ください。
LPガス安全委員会
検索
http://www.lpg-japan.jp/

長期使用製品安全点検制度の紹介(平成27年2月に週刊誌に掲載)

6. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

①他工事事故防止についての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、厚生労働省と協力し、他工事事故防止についての注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。

住宅工事等による ガス事故を防ぐために

自宅のリフォームや改装工事の際、ガス管やガス供給設備の位置を確認しないで作業したため、ガス設備を誤って損傷し、お客様や作業員が巻き込まれる事故が発生しています。
お客様や作業員の安全を守るため、**工事の際は事前にガス販売店へ連絡し、ガス設備の取り扱い等、注意点を確認してください。**

ガス漏えい・爆発の危険

埋設管・供給管の損傷に注意!

ガス管の位置を確認せずに工事を行うとガス管を損傷し、ガス漏れやガス爆発事故に至る場合があります。

ガス器具の接続に注意!

キッチン等をリフォームする際、ガス器具が正しく接続されていないと、ガス漏れ等の事故に至る場合があります。

CO(一酸化炭素)発生

CO(一酸化炭素)発生

排気筒のはずれ・スレに注意!

ふるがまや排気筒の交換時等にスレが生じると、COを含んだ排気が室内に逆流し、CO中毒の原因となります。

給排気設備の不全に注意!

外壁の塗装時に養生シートで給排気設備をふさいだり、屋外式の燃焼器を波板等で覆むと、燃焼器から発生したCOが室内に滞留し、CO中毒の原因となります。

! CO(一酸化炭素)は無色・無臭できわめて毒性が強い気体です。気づかないうちに中毒症状を起こし、意識を失ったり、**死亡事故**に繋がる場合があります。

厨房設備のレイアウト変更の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。

厨房設備のレイアウト変更による ガス事故を防ぐために

業務用厨房設備のレイアウトを変更した際、ゴム管の接続や不要になったガス栓が正しく処理されていないと、ガス漏れ等の事故につながります。厨房での事故は、従業員はもちろん、お客様を巻き込んで被害が大きくなる恐れがあります。お客様や従業員の安全を守るため、**厨房機器の入れ替えやレイアウト変更がある時は、ガス販売店に連絡してください。**

ガス漏えい・爆発の危険

未使用のガス栓に注意!

未使用のガス栓は閉栓処理がされていないと、接触等による誤開放によってガス漏れ事故につながります。未使用のガス栓はガス販売店へ連絡し、正しく処理してください。

ガス栓・ゴム管の配置に注意!

※写真は、LPGガスの場合、LPガス用のゴム管は4分径です。
ガス栓やゴム管が調理台の脚等に接触していると、燃焼器や調理台を移動した際に引っかかる等して、ガス漏れ事故につながります。

CO(一酸化炭素)発生

CO(一酸化炭素)発生

排気設備の位置に注意!

レイアウト変更によって正常な排気ができなくなると、COを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因となります。

給排気設備の不全に注意!

燃焼器を増やしたり、入れ替えた際に、給排気設備の能力が不足すると、給排気不全によりCOを含んだ排気が室内に滞留し、CO中毒の原因となります。

機器の異常を感じたら
こちらへ連絡を
電話番号等をご記入ください。
※「緊急時連絡先」は、あらかじめ
ご確認ください。

●会社名 _____
●緊急時連絡先 _____

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/san_gyo/lpgas/files/0226takoji.pdf

6. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

②経済産業省(本省)から国土交通省への協力依頼(平成26年11月19日)

- ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死亡する事例も発生している。
- 住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるガス事故
 - ・平成21年から平成25年の5年間:計85件発生(液化石油ガスと都市ガスの合計)
 - ・平成23年22件、平成24年11件と一旦減少したものの、平成25年は27件と増加。



- こうした状況を踏まえ、平成26年11月19日、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課宛て、塗装工事業者の業界に対し以下の要請を行うよう協力を依頼。
 - ・養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
 - ・やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
 - ・工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。
- ◎同日付けで、全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会、全国LPガス保安共済事業団、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会に対して、ガス事業者を通じた一般消費者への周知を依頼。

経済産業省

26商ガ安第23号
平成26年11月19日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長 屋敷 次郎 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件については、平成20年2月以降、これまで5回にわたり協力依頼を行っておりますが、住宅塗装工事におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒やガス機器の破損などのガス事故は、平成21年から平成25年までの5年間で計85件（一酸化炭素中毒2件、酸欠1件）発生し、平成26年には一酸化炭素中毒事故が1件発生しております。最近では、平成23年は22件、平成24年で11件と一旦減少したものの、平成25年は27件と再び増加し、平成26年には既に25件の事故が発生しております。

ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死に至る事例も発生しております。また、マンション等の集合住宅において、塗装工事を行う際、養生シートにて給排気口を閉塞させてしまったため、複数の機器が破損するという事故も発生しています。

つきましては、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（添付資料）

- ・参考資料1 過去の同様の事故一覧
- ・参考資料2 注意喚起チラシ
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/citygas/aikotobadominaoshitai/panel/pdf/toso_2014_pamph.pdf
- ・参考資料3 平成20年2月28日付け「住宅塗装工事等の際のガス機器の給気・排気部の閉塞に関する注意喚起についての塗装工事業団体への協力依頼について」
- ・参考資料4 平成21年1月22日付け「住宅塗装工事等の際のガス機器の給気・排気部の閉そくに関する注意喚起についての塗装工事業団体への協力依頼について」
- ・参考資料5 平成21年12月14日付け「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）」
- ・参考資料6 平成24年7月30日付け「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気部又は排気部の閉そくによる一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）」
- ・参考資料7 平成25年11月22日付け「住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）」

6. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

③建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(平成26年11月19日)

経済産業省

26商ガ安第22号
平成26年11月19日

一般社団法人 全国LPガス協会

経済産業省 商務流通保安グループ ガス安全室

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(協力依頼)

標記の件について、今般、当省では、ガス事故における建設工事等に係る事故(他工事事故)の防止に向け、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室長及び国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても傘下の事業者等に対し、以下の事項の周知を行って頂きますようお願いいたします。

- ・建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

○建設工事等における事故が液化石油ガス及び都市ガスにおいて平成21年から25年の5年間で計396件発生、負傷者数48名に上っていることから、経済産業省は、厚生労働省、国土交通省に対し、事故防止のため協力要請を実施。

○LPガス販売事業者に対しても、全国LPガス協会や日本液化石油ガス協議会を通じ、協力要請を行った。

6. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

④調整器の期限管理状況の調査(平成25年1月)

○平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県で調整器の期限管理の実態調査が行われた。

○これを受け、平成24年3月に本省及び産業保安監督部も同様の実態調査を実施した。

○さらに、その結果を受け、平成25年1月に本省所管の5社に対して聞き取り調査を実施し、調査結果を公表した。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2013/01/250124-1.html

平成25年1月24日
宮崎流通保安グループ
ガス安全室

調整器の期限管理に関する聞き取り調査結果について

平成23年8月14日に宮崎県内で発生した調整器の故障に係る事故を契機に、宮崎県、九州産業保安監督部、他の監督部等及び本省において、調整器の期限管理に係る実態調査を行っており、本省では平成24年3月15日付けで、調査結果を公表しております。

調査結果を受け、本省において、平成24年6月～7月の間に、所管の販売事業者51社のうち、

- ①調査時において、メーカー交換推奨期限を越えた調整器の割合が、全体の25%以上
- ②調査時において、メーカー交換推奨期限を10年以上越えた調整器の台数が100台以上

等5社に対し、今後の行政としての対応の参考とするため、企業としての取組状況や、今後の取組について、聞き取り調査を行いましたので、その結果等についてお知らせします。

1. 聞き取り調査の結果

(1) 期限切れの主な理由

- ・譲渡や承継があった際、譲渡元の販売事業者が期限を守っていなかった。
- ・供給設備が、消費者の所有物になっている場合には、消費者に費用負担がかかるため、簡単には交換に応じてもらえない。
- ・当初から交換計画は立てていたものの、東日本大震災の影響により、スケジュールが後ろ倒しになっていた。
- ・支店毎に対応を任せていたため、支店により期限管理の対応に差が生じていた。
- ・調整器の交換は、ガスメーターの交換時期に合わせていたため、期限を越えてしまっていた。

(2) 現在のメーカー交換推奨期限越えの調整器に対する取組状況

聞き取りをした販売事業者は全て計画的に交換を進めており、早いところで今年度中に、遅いところでも3年後までに期限越えの調整器を0にしたいとの回答があった。

(3) 企業としての今後の期限管理に対する考え方

- ・今後も継続して期限管理を行っていく。
- ・調整器だけでなく、高圧ホース、低圧ホースの期限管理も行い、どこかに併せて期限を延ばして交換するのではなく、一番早くメーカー交換推奨期限が訪れるものに併せて交換を進めていく。
- ・調整器、高圧ホース、低圧ホース、ガスメーター各々の交換推奨期限が迫った場合、

7. 質量販売に係る事故防止対策

① 質量販売事故防止についての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、総務省消防庁と協力し、消費者に対する質量販売事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

屋外やイベント会場でLPガスを使用するお客さまへ

焼きどり たこやき くらげ

ガスの漏えい・爆発は、周囲を巻き込み重大な事故となる可能性があります。容器の取り扱いについてしっかり確認しましょう！

ガスの使用後や使っていない容器はバルブが完全に閉まっているか必ず確認してください。

容器バルブの誤開放に注意しましょう！
容器バルブの誤開放が、ガス漏れ事故の大きな原因になっています。使用する際はガス器具と正しく接続されていることを確認しましょう。

接続部分の“ゆるみ”に注意しましょう！
ゴムホースや調整器の接続部分に“ゆるみ”がないか確認しましょう。またホースを取り外す時には容器バルブの閉め忘れにご注意ください。

容器は転倒しないよう固定しましょう！
容器が転倒すると、バルブや調整器の接続部分が破損し、ガスが漏れるおそれがあります。転倒しないよう鎖等できっっかり固定しましょう。

LPガス販売店による消費設備調査にご協力をお願いします。
LPガス販売店には容器や調整器を含めて、お渡しの際にガス器具を調査する義務が課せられています。LPガスの購入時や定期調査時にはご協力をお願いします。

ガス容器や器具の近くには可燃物を置かないでください。
ガス容器の近くで火災が起こった場合、容器が過熱し、破損が拡大するおそれがあります。

CO中毒にご注意ください。
車内等の密閉された空間でストーブ等の燃焼器具を使用すると、CO中毒事故に至る危険があります。

CO万が一に備えて消火器を準備しましょう。

キャンプ場等でLPガスを使用するお客さまへ

ガス器具は正しく使って安全で楽しいキャンプを。事故防止のため必ずお守りください。

劣化したLPガス設備・器具は使用しない！
ガス器具の劣化は、ガス漏れや爆発・火災の原因となる他、バーナーの目づまり等によりCO(一酸化炭素)発生の原因にもなります。使用前にはよく確認し、劣化しているものは使わないでください。

- LPガス容器 ●調整器 ●ゴムホース ●ガスこんろ ●カセットこんろ ●ガスバーナー

リングが劣化したガス器具は使わない！
ゴムのリングは消耗品です。リングが劣化したガス器具を使用するとガス漏れにより爆発・火災等の事故につながります。「O」が割れ、「さくれ」、「硬化・縮み」等があるものは新しいOリングと交換してください。

密閉された車内やテント内ではガス器具を絶対に使用しない！
LPガス容器やガスカートリッジにかかわらず、密閉された車内やテント内でストーブ、こんろ、ランタン等のガス器具を使用すると、CO発生の原因になります。COは無色・無臭のため、気がないうちに中毒症状を起こし、身体が自由が奪われ、死亡事故につながる場合もあります。

過熱のおそれがある使い方はしない！
こんろ等を2台以上並べて使用する、炭火をおこす、輻射熱が大きい調理器具を使用する、ガス器具を囲む等の行為はガスカートリッジが過熱し、爆発等のおそれがあります。

高温になる場所に放置しない！
直射日光の当たる場所、火気や他の熱源の近く等、高温になる場所にガスカートリッジを放置すると、過熱し爆発等のおそれがあります。

※大きい鉄板、炭焼き器、セラミック製品 等

※炭火の除灰・河川・湖沼汚濁等

※直射日光の当たる車内等

※火気、ヒーター、こんろ等の近く

LPガス機器についての異常を感じたらこちらへ連絡を 電話番号等をご記入ください。

- LPガス販売店
- 緊急時連絡先

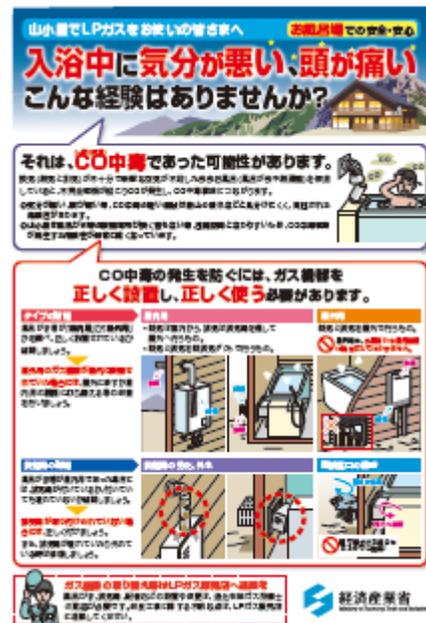
ガスカートリッジ等に関するお問い合わせはこちらへ
ガスカートリッジは必ず使い切り、壊れていないことを確かめてから装着しましょう。ガスカートリッジ等の交換については不明な点がございましたら、おせと水産センター(0120-14-5900) 受付: 10:00-17:00)またはメーカーへ直接お問い合わせください。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/1216shitsuryohanbai.pdf

7. 質量販売に係る事故防止対策

②山小屋LPガス使用者向けのCO中毒事故防止の注意喚起リーフレット

○経済産業省は、山小屋のLPガス使用者向けに、CO中毒事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。



http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/detail/lpghoansyuuchi.html

7. 質量販売に係る事故防止対策

③LPガス販売事業者に対して、山小屋のLPガス使用者への注意喚起の要請

○平成26年7月29日、山梨県 富士山八合目にある山小屋の従業員用風呂場で、従業員1名が死亡する事故が発生した。

原因:

○原因は、屋外用ふろがまを屋内に設置して使用したため、ふろがまの不完全燃焼により一酸化炭素中毒となり、浴槽に倒れて溺死したものと推定。

当省の対応

○平成26年8月7日付けで、4つの関係団体を通じてLPガス販売事業者に対し、山小屋等の類似事故の再発を防止するため、山小屋の需要家に注意喚起するよう要請。都道府県に対し、山小屋組合等に同様の注意喚起を要請した。

○平成26年8月、標高1500m以上の山がある31都道府県の販売事業者に対しLPガスを提供している山小屋等を調査したところ、販売事業者119者から314の山小屋等の存在を確認。

○平成27年1月、8月調査で回答のあった販売事業者に、注意ポイントを示した資料を山小屋の需要家に配付するよう依頼。



風呂場の状況



容器とふろがま

経済産業省

26商ガ安第17号

平成26年8月7日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団理事長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

山小屋における一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起について

平成26年7月29日（火）に山梨県の山小屋（富士山八合目、標高約3,400m）において、従業員1名が死亡する一酸化炭素中毒事故が発生しました。事故原因は、本来は屋外で使用することになっているRF式（Roof top flue：屋外式）風呂釜を屋内に設置し使用したため、不完全燃焼で発生した一酸化炭素が浴室内に充満し、一酸化炭素中毒事故となったものと考えられます。

このため、今回の事故と類似の事故の再発を防止するため、ガスを燃料とする風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する山小屋の需要家に対し、貴団体傘下の事業者等を通じて注意を喚起していただきたく、下記の事項を貴団体傘下の事業者等に対して、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 屋外用の風呂釜及び給湯器は、屋内で使用しないこと。
2. 排気筒を設置する必要がある風呂釜及び給湯器等の燃焼器は、排気筒を設置すること。
3. 屋内用の風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する際、換気が不十分な場合は、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）が発生し、危険であるため、十分に換気を行うこと。
4. 標高の高い場所（概ね標高800mを超える場所）において風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する場合は、メーカー又は機種によって使用できない場合があるため、使用する場所（標高）において対応可能な機器であるかを確認すること。
5. 風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する場合は、使用する前に「取扱説明書」をよく読み、使用上の注意を守り、正しく使用すること。
6. 万一の不完全燃焼に備えてCO警報器の設置が望ましいこと。
7. LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特則承認に基づいて、山小屋等に対する質量販売の保安の確保のための業務を確実に実施すること。

<周知・要請先>

一般社団法人全国LPガス協会会長
日本液化石油ガス協議会会長
一般財団法人全国LPガス保安共済事業団理事長
高压ガス保安協会会長

47都道府県

各産業保安監督部

8. 落雪対策

①経済産業省における積雪又は除雪による事故防止対策の検討状況について

○経済産業省及び高圧ガス保安協会では、より効果的な積雪地域の雪害対策に資するため、設備設置実態や、積雪による容器交換作業への影響を調べ、雪害事故防止のために必要な要件を取りまとめた。

○平成12年～平成24年に発生した事故の分析

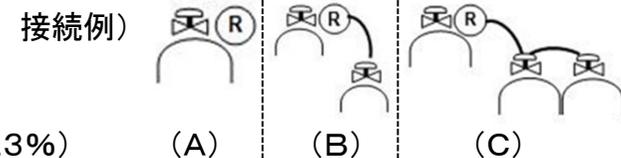
過去13年間に発生した積雪又は除雪による事故301件を分析したところ、雪害事故は、以下のような場合に多く発生している傾向が見られた。

・高圧ホース及び調整器が損傷した事故175件のうち

単段式調整器を容器に直接取り付けていたもの(A) : 65件(37%)

片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用していたもの(B) : 41件(23%)

連結用高圧ホースを使用して増設していたもの(Cなど) : 19件(11%) (うち、片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用したものは5件)



○配送事業者に対するアンケート調査の結果

平成25年1月～2月にかけて、積雪地域の配送事業社150事業所に対してアンケート調査を実施したところ、以下のような傾向が見られている。

・単段式調整器を容器に直接取り付けて使用している消費先が40%以上を占めている事業者の割合 : 20% (51事業所 / 150事業所)

・片側容器直づけタイプの自動切替調整器を使用している消費先が40%以上を占めている事業者の割合 : 30% (45事業所 / 150事業所)

・積雪時期において、ガス切れを起こさないために連結用高圧ホースを使用して増設する事業者の割合 : 53% (80事業所 / 150事業所)

○以上から、雪害事故防止のために必要な対策をまとめた

☆供給管・配管まわりの対策として、落雪による損傷を受けやすい箇所では、横引き配管は軒裏、高所に設置するか、横引きせず立ち上がり配管で引き込む構造とする。また、配管の強度を上げることや固定を行う。

☆容器まわりの対策としては、家屋に隣接した容器収納庫や雪囲いを設ける。折損対策型の単段式調整器を使用する。また、片側容器直づけタイプでの自動切替式調整器、連結用高圧ホースの接続をしない。

○検証実験及びアンケート結果の更なる分析を行い、北海道LPガス協会を始めとする関係機関への意見照会を経て対策をまとめ、平成25年6月に経済産業省HPに報告書として掲載。

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002780.pdf

8. 落雪対策

②降積雪期における防災態勢の強化について(平成26年12月22日)

○内閣総理大臣(中央防災会議会長)から各省庁に、更に経済産業省から全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会及び全国LPガス保安共済事業団に行った「降積雪期における防災体制の強化について」の要請(平成26年12月)を踏まえ、全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会からLPガス販売事業者等に以下の内容を依頼。

○降積雪に係る気象情報等に注意を払い、検針、容器交換及び定期点検等の際に供給設備周辺の積雪状況の把握に努め、積雪、落雪及び雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。

○給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生する恐れがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

経済産業省

20141215商第18号
平成26年12月22日

一般社団法人全国LPガス協会
会長 北嶋 一郎 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一

液化石油ガス販売事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化等の要請について

経済産業省は、平成26年12月8日付け中防災第30号をもって、中央防災会議会長から、降積雪期における防災態勢の強化等についての指導要請を受けましたので、液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下「事業者等」という。)に対し、所要の対応を要請することとしました。

つきましては、貴傘下の各事業者等に対して、別紙を踏まえた下記の対応を要請するようお願いいたします。

記

1. 降積雪に係る気象情報等に注意を払い、検針、容器交換及び定期点検等の際に供給設備周辺の積雪状況の把握に努め、積雪、落雪及び雪下ろし等除雪に起因した供給設備等の破損に十分留意するとともに、破損が発生した場合には、迅速な復旧対策に万全を期すこと。その際、必要に応じて他の事業者等と協力体制を適切に構築すること。
2. 給湯器等の給排気筒等への積雪に起因した破損又は閉塞により一酸化炭素中毒が発生する恐れがあるため、一般消費者等に対して、機器の点検及び換気等に十分注意するよう周知する等の対策を適切に実施すること。

8. 落雪対策

③降積雪期における防災態勢の強化について(平成26年12月26日)

全L協保安26第82号
平成26年12月26日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

○一般社団法人全国LPガス協会及び日本液化石油ガス協議会は、経済産業省からの要請を踏まえ、平成26年12月の要請内容を再度LPガス販売事業者等に通知。

液化石油ガス事業者等に対する降積雪期における防災態勢の強化について
(お願い)

標記につきまして、経済産業省から、別添のとおり液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対して、所要の対応を図るよう要請がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、また、直接会員におかれましては、営業所等に対し、積雪又は除雪に起因した供給設備及び給排気筒等の破損又は閉塞の対策等について別添のとおり対応を図られるようご周知方よろしくお願いいたします。

以 上

8. 落雪対策

④北海道監督部管轄内における事故防止の注意喚起(平成26年11月7日)

北海道産業保安監督部

📍 サイトマップ 🗨️ お問い合わせ 📡 RSS 🏠 トップページ

サイト内検索

雪害によるLPガス事故の発生防止について(注意喚起)

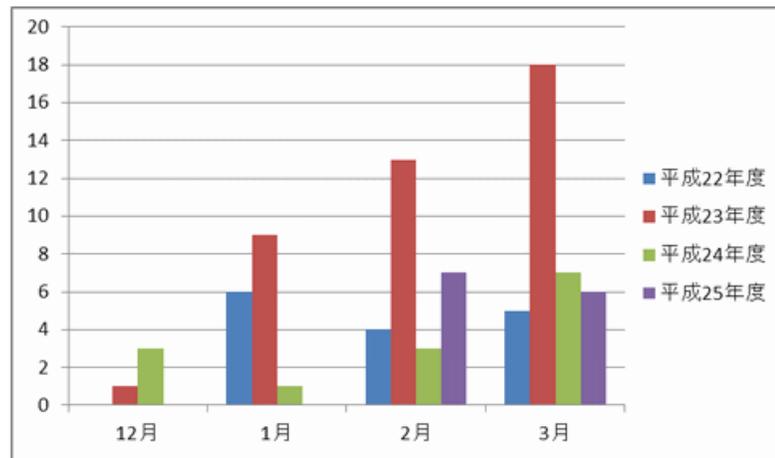
平成26年11月7日
北海道産業保安監督部

今年もこれから積雪のシーズンを迎えますが、昨年度(平成25年12月～平成26年3月)は、住宅等において、落雪などによるLPガスの漏えい事故が13件発生しています。
消費者の皆様におかれましては、雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えたり、ガス設備上に雪を積み上げたりしないように御注意願います。

1. 事故の発生状況について(下表参照)

平成22年度15件、平成23年度41件、平成24年度14件、平成25年度13件の雪害によるLPガスの漏洩事故が発生しています。

	12月	1月	2月	3月	計
平成22年度	0	6	4	5	15
平成23年度	1	9	13	18	41
平成24年度	3	1	3	7	14
平成25年度	0	0	7	6	13



○北海道産業保安監督部は、平成26年11月に「雪害によるLPガス事故の発生防止について」について、ホームページ上で注意喚起を実施。

http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/sangyo_hoan/lp_gas/caution/indexsnow.htm

2. LPガスの消費者の方へのお願い

- 雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えないよう注意してください。また、雪下ろしの際は、隣接する住宅等のガス設備にも注意してください。
- 屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。
- ガス臭いと感じたら、すぐにガス販売事業者へ連絡してください。
- ガス臭いと感じたら
 - 使用中の火気は、全部消してください。
 - 火気は絶対に使用しないでください。
 - 着火源となる換気扇、電灯などのスイッチに絶対に手を触れないでください。
 - 窓や戸を大きく開けましょう。
 - ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう。
- ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス警報器の設置が効果的です。なお、ガス警報器は、常に電源を入れておいてください。

8. 落雪対策

⑤ 関東東北産業保安監督部東北支部管轄内における事故防止の注意喚起 (平成26年12月11日)

○ 関東東北産業保安監督部東北支部は、平成26年12月に管内の一般消費者等に、降積雪期における事故防止のための注意喚起を呼びかけた。

平成26年12月11日
関東東北産業保安監督部東北支部

雪害によるガス事故発生防止について（注意喚起）

東北地域の雪害によるLPガス事故は、平成20年から平成22年までの間は年間10件未満で推移していましたが、平成23年以降は、平成23年と平成24年が32件、平成25年が24件と多発しています。

平成26年は、1月から3月にかけて14件、12月には初旬の降雪によりすでに1件発生しています。（別紙）

これから本格的な降雪の時期を迎えるにあたり、LPガス消費者及び事業者の皆様には、以下に十分留意の上、雪害によるガス漏れ事故の防止に万全を期すよう、お願いします。

1. LPガスの消費者の皆様方へ

① 雪下ろしや除雪の際は、ガス設備に衝撃を与えないよう注意してください。また、雪下ろしの際は、隣接する住宅等のガス設備にも注意してください。

② 屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。

③ 事故が発生したガス設備の多くは、雪囲いや保護板の設置等の雪害対策がとられていませんでした。使用されているガス設備に、雪害対策がとられていない場合は、LPガス販売事業者にご相談してください。

④ 緊急時に容器バルブを閉止できるようにガス設備周りの通路を除雪しておきましょう。

⑤ ガス臭いと感じたら、すぐにLPガス販売事業者へ連絡するとともに、下記の事項を厳守してください。

- ・ 使用中の火気は全部消してください。
- ・ 火気は絶対に使用しないでください。
- ・ 着火源となる換気扇、電灯等のスイッチに絶対手を触れないでください。
- ・ ガス栓やメータガス栓を開閉しましょう。

(注) LPガスは本来臭いがありませんが、ガスが漏れた時にすぐに気づくように、タマネギの腐ったような臭いをつけています。

⑥ ガス漏れの発生を素早く認知するには、ガス警報器の設置が効果的です。なお、ガス警報器は、常に電源コンセントに接続しておいてください。

2. LPガス販売事業者及び都市ガス事業者の皆様へ

自社のガス設備（供給設備等）について、適切な雪害対策を施すとともに、巡回点検や広報（周知）活動により、雪害によるガス事故防止に努めるようお願いいたします。

http://www.safety-tohoku.meti.go.jp/sangyo_hoan/topics/h26topics/20141211cyuikanki.pdf

8. 落雪対策

⑥一般社団法人北海道LPガス協会における雪害対策

- 一般社団法人北海道LPガス協会においては、平成23年5月に「LPガス設備の雪害対策について」を改訂、「実行可能なものはすぐに実施」として以下の具体的な対策を推進中。
- これらの対策の実施が1つでも増えれば、また、そのような事業者が増えれば、雪害事故は確実に減少するものと期待。

イ 容器設置場所と防護

- ①玄関脇に設置する ②切妻側に設置する ③軒下に設置する
- ④容器周辺を囲う ⑤容器収納庫に収納する

ロ 供給設備・配管等の対策

- ①配管のサイズアップまたは材質等の変更を行う
例) 転造ネジの使用、20Aの管径の使用(供給管) 等
- ②横引き配管は、軒下または出窓等の雪の影響がない場所に取り付ける
- ③横引き配管の支持は、サドルバンドまたはアングル架台を使用する
- ④支持するネジは、躯体で固定する
- ⑤横引き配管のソケット、チーズの接続部は、強度を持たせるため支持を前後100mm以内とする
- ⑥集合管と自動切替調整器の接続がねじ込みの場合は、ねじ込み部の100mm以内に支持金物を取り付ける
- ⑦自動切替調整器、ガスメーターを取り付ける場合は、できるだけ壁面に近着するよう取り付ける
- ⑧自動切替調整器は、ガスメーターの下部に設置する
- ⑨張力式ガス放出防止型高圧ホースを設置する(容器が転倒した場合に有効)

ハ 事故予防体制の整備

○雪害発生時の対応

- ①緊急時連絡先の整備(ステッカー等での周知) ②消費者に対する協力要請(火を消す、バルブを閉める等)
- ③通報受付の徹底(氏名、住所、事故の内容等) ④社内体制の整備 ⑤器材の整備
- ⑥その他(病院等における対応、自治体との連携、交通途絶時の対応等)

○LPガス漏えい時の措置

- ・容器バルブの閉止、火気の使用中止、滞留したガスについては防爆型ファンによる送風または吸引をする 等



8. 落雪対策

⑦雪害事故防止についての注意喚起のためのリーフレット

○経済産業省は、消費者に対する雪害事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/1121setsugai.pdf

LPガスを安全・安心にお使いいただくために

雪の重さは大敵！ 雪害事故にご注意を

雪により雪害事故が発生することがあります。
雪下ろしや除雪、落雪による調整器、ガスメータ等の
損傷にご注意ください。

雪害対策をお願いします。

雪下ろし・除雪による損傷

落雪による損傷

LPガス設備にご注意を！

- 調整器の損傷
- ガスメータの損傷
- 容器バルブの損傷
- 供給管等の損傷

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

雪下ろしや除雪の際は、LPガス設備に衝撃を与えないよう、ご注意ください。

屋根からの落雪
屋根からの落雪があった時は、ガス設備の確認をしてください。

雪下ろしによる損傷
雪下ろしの時は、お隣りのガス設備にも注意してください。

ガス設備周りの除雪
お願い
緊急時に容器バルブを閉止できるよう、ガス設備周りの通路を除雪しておきましょう。

このほか、LPガス設備の雪害対策についてLPガス販売店にご確認ください。

ガス臭いと感じたら…ガスもれの状況をすぐ連絡
「緊急時連絡先」が「LPガス販売店」に連絡してください。

- 点検を受けるまでは、ガスは使用しないでください。
- 火気は絶対に使用しないで！マッチやライターを点けたりなど、着火の原因となることは避けてください。

機器の異常を感じたら
こちらへ連絡を

●LPガス販売店
●緊急時連絡先

電話番号等をご記入ください。
※「緊急時連絡先」は、あらかじめLPガス販売店にご確認ください。

9. 自然災害対策

「LPガス災害対策マニュアル(改訂版)」を公表(平成26年9月)

- 「東日本大震災を踏まえた今後の液化石油ガス保安の在り方について」(平成24年3月総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会液化石油ガス部会報告書)において、「14の対応策」を提示。
- これらの具体化について、経済産業省からの依頼を受け、高圧ガス保安協会「地震対策マニュアル分科会」において「LPガス消費者地震対策マニュアル」をベースに「LPガス災害対策マニュアル」(案)を作成。
- 平成26年9月、一部改訂を行い、「LPガス災害対策マニュアル(改訂版)」を公表。
- 平成27年3月、フォローアップの結果を公表。

LPガス災害対策マニュアル (改訂版)



平成26年9月

経 済 産 業 省

高 圧 ガ ス 保 安 協 会